

(目的)

- 1 この方針は、図書館法第3条に基づき、鎌倉市図書館における資料の管理（収集・保存・除籍）に関し、基本的な考え方を示すものとします。

(基本方針)

- 2 「鎌倉市図書館ビジョン」で定めた、鎌倉市図書館の使命を全うするため、資料管理に関わる方針を定め、公開します。
  - (1) すべての市民の主体的な学びと知る権利をささえるため、多種多様な資料、情報を収集、整理、保存します。
  - (2) 鎌倉に関する資料は、網羅的に収集、保存します。
  - (3) 市民の要望、社会の要請の把握に努め、地域の実情にあった蔵書を構築します。
  - (4) 保存する資料と更新する資料を見極め、蔵書の新鮮度を保ちます。

(資料管理についての留意点)

- 3 鎌倉市図書館が資料の収集、除籍を行う際、次の点に留意します。
  - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集します。
  - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしません。
  - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしません。
  - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、糾弾をおそれて自己規制したりはしません。
  - (5) 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではありません。

(資料管理の組織)

- 4 資料管理方針を市内全図書館で執行するため、資料管理委員会を設け、各担当と調整し、資料管理に関する課題解決に取り組みます。

資料の選択の最終決定は、中央図書館長が行います。

付 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

鎌倉市図書館資料管理方針（平成13年9月28日決裁）は、廃止する。